

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行（平成 18 年 10 月 1 日）に伴う確認、検査申請の取扱いについて

平成 18 年 10 月 27 日

標記法律（以下、「新法」）の施行に際し、今後の確認申請の取扱いを以下のとおりとします。

1. 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下、「増改築等」）をする際の建築確認申請に伴うチェックリストの提出について
増改築等の建築確認申請の審査時、当該増改築等に係る部分以外の部分（以下、「既存部分」）の吹付け石綿又は吹付けロックウール（石綿重量含有率 0.1% 超）（以下、「吹付け石綿等」）の有無を事前に掌握し、かつ適切な審査を行うため「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書」（別紙 1）を作成し、確認申請書に添付し、提出してください。
2. 増改築等の建築確認申請に伴う確認申請書備考欄等への記載事項について
 - (1) 既存部分に吹付け石綿等を使用していない場合、又は使用していたが既に当該吹付け石綿等を新法の定める基準に従い、撤去、囲込み又は封じ込め措置（以下、「撤去等の措置」）済みである場合、確認申請書（建築物）（規則別記第二号様式、以下同じ）の第 4 面【19. 備考】欄に、原則として、以下のとおり記載してください。
 - ・ 既存部分には吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率 0.1% 超）は使用されていません。
 - ・ 既存部分にあった吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率 0.1% 超）は既に措置（撤去・囲込み・封じ込め）済みです。
 - (2) 既存部分に吹付け石綿等を使用しており、増改築等の工事に併せて撤去等の措置を講じる場合、確認申請書（建築物）の第 3 面の以下の各欄に、原則として、以下のとおり記載してください。

【18. その他必要な事項】欄（囲込み・封じ込めの場合のみ）

 - ・ 既存不適格条項・・・法第 28 条の 2

【19. 備考】欄

 - ・ 既存部分にある吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率 0.1% 超）について、（撤去・囲込み・封じ込め）の措置を講じます。
3. 「工事計画・施工状況報告」指示書について
「工事計画・施工状況報告」指示書（大連協標準様式）のその他の項目「既存部分の石綿等を措置した場合（完了検査時）」欄で提出を求めている書類を、完了検査時に提出してください。

4 . 完了検査申請について

上記2(2)の取扱いとなった建築物の完了検査申請については、完了検査申請書(規則別記第十九号様式)第三面【11.備考】欄に、原則として、以下のとおり記載してください。

不適合の規定 法第28条の2、根拠となる規定

- ・ 確認申請書に記載のとおり、既存部分にある、吹付け石綿及び吹付けロックウール(石綿重量含有率0.1%超)について、(撤去・囲込み・封じ込め)の措置を講じました。

5 . 完了検査申請書第四面(工事監理報告)について

完了検査申請書第四面 備考欄に「建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置」と記入し、工事監理の状況を記載してください。